

06879P-00

2017
年度版

Point!

条文ベースの本文で確実に理解！
豊富な例題で得点力をしっかり磨く！

9

厚生年金保険法

New!
法改正ポイント講義

つき！

赤
シート
つき



圧倒的支持!!



TAC出版の
社労士書籍は

売上 No.1

1

社
労
士

よくわかる

合格
テキスト

結果にとことんこだわる人へ贈る

TAC社会保険労務士講座●編著

最新の
改正情報は Web 順次
で公開!

TAC出版
TAC PUBLISHING Group



はじめに

ここ最近の社労士試験の出題傾向には、以下のような特徴が見受けられます。

【選択式】

年度により難易度に変動はあるが、「覚えた事柄から単純・反射的に選ぶ性質の問題」から「知識をフル活用して推測しつつ、選択語群の語句を消去法で絞り込まないと正解を選べない高度な問題」まで出題内容が多岐にわたっている。

単にテキスト中の語句や数字等を記憶しているだけでは、すべての科目において足切基準点（3点）をクリアするための得点ができるとは言えない。

【択一式】

- ・いわゆる「組合せ問題」は定番化し、「正解の個数問題」も社会保険科目へ広がりを見せ「組合せ問題」と同様に定番化しつつある。「組合せ問題」の場合、択一式の組み合わせによってはすべての問題の正誤判断をしなくても正解を選べる可能性があるが、「正解の個数問題」の場合、すべての問題の正誤判断ができないと正解を選べないため非常に負荷が高い。
- ①「正解の個数問題」の択一式全体における出題比率は決して高くないこと
- ②「従来型の正誤問題」、「組合せ問題」であっても「正解の個数問題」であっても、択一式70点満点の1点であることを考慮に入れて解答していくという、問題を解く上でのビジョンを描いておく必要があるだろう。
- ・年度により出題科目に変動はあるが、「事例問題」の存在を無視することはできないだろう。特に国民年金法においては、ここ数年間数問の出題は定着しているの、覚えた事柄を活用して早い時期から事例問題に慣れておく必要があると言える。

今回の改訂では、本書の基本理念である「出題傾向に変化があっても確実に社会保険労務士試験に合格するためのツール」に基づき、テキストに取り上げる条文の精査を行い、より試験対策として重要な条文を積極的に取り上げるようにしました。また、大きな改正の行われる科目については、本文とは別にダイジェスト（「法改正ポイント講義」）を掲載して本文の内容の理解を進められるようにしました。

本書を利用したみなさんが、社労士試験に合格されることを、TAC社会保険労務士講座一同、願ってやみません。

平成29年2月吉日
TAC社会保険労務士講座

法改正ポイント 講義

ここでは、平成29年度の社労士本試験に関連するおもな法改正内容を
紹介していきます。詳細は、テキスト本文でじっくり学習しましょう。

1 短時間労働者への社会保険の適用拡大

【平成28年10月1日・平成29年4月1日施行】

「特定適用事業所」に勤務する「特定4分の3未満短時間労働者」が、社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用対象となりました。これにより、短時間で働くパートタイマーへの適用範囲が広がり、社会保険のメリットを受けられる人が増えました。

「特定適用事業所」とは

適用対象となる被保険者（4分の3未満短時間労働者を除く）数が、1年間のうち6か月以上、500人を超える（501人以上）と見込まれる事業所

「特定4分の3未満短時間労働者」とは

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で
以下の1～4すべてに該当する人

1. 週の所定労働時間が20時間以上であること
2. 使用期間が1年以上見込まれること
3. 賃金の月額が8.8万円以上であること
4. 学生ではないこと



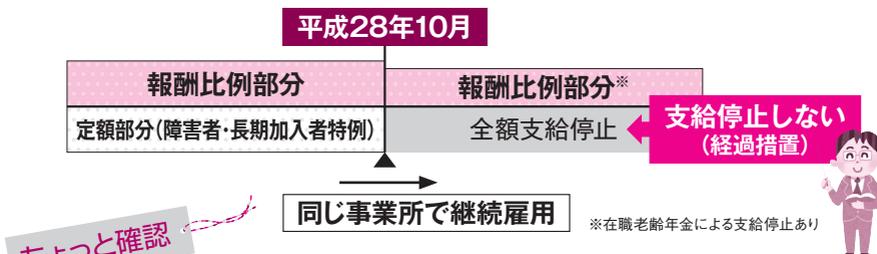
第2章で詳しく学びます。

「障害者・長期加入者の特例による特別支給の老齢厚生年金」を受給している人の経過措置について ～支給停止の解除～

特別支給の老齢厚生年金を受給している人が、平成28年10月1日以降に短時間労働者として厚生年金保険の被保険者になった場合、在職老齢年金の仕組みにより、

年金が支給停止となることがあります。

特に「**障害者・長期加入者の特例による特別支給の老齢厚生年金**」(ちょっと確認)を受給している人の場合は、厚生年金保険の被保険者となることにより、年金の「**定額部分**」が全額支給停止となりますが、**同じ事業所で引き続き働いている人が平成28年10月1日に被保険者となった場合は、届出をすれば定額部分の全額支給停止をしないという経過措置**が設けられました。



ちょっと確認

～「**障害者・長期加入者の特例による特別支給の老齢厚生年金**」とは?～

65歳未満で、一定の障害状態(障害等級1～3級に該当する障害状態)にあるか厚生年金保険の被保険者期間が44年以上ある報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金の受給権者は、「**定額部分**」も受給することができます。この特例が適用されるには、「**厚生年金保険の被保険者でないこと**」が要件になります。

第4章で詳しく学びます。

2 厚生年金保険の標準報酬月額に新しい下限が追加

[平成28年10月1日施行]

1の改正にともない、標準報酬月額に下限が追加されることになりました。第1級の標準報酬月額は88,000円となり、報酬月額が93,000円未満の人が対象となります。

旧			
標準報酬		報酬月額	
等級	月額	円以上	円未満
1	98,000		～ 101,000
2	104,000	101,000	～ 107,000
3	110,000	107,000	～ 114,000
30	620,000	605,000	～



新			
標準報酬		報酬月額	
等級	月額	円以上	円未満
1	88,000		～ 93,000
2	98,000	93,000	～ 101,000
3	104,000	101,000	～ 107,000
4	110,000	107,000	～ 114,000
31	620,000	605,000	～

第3章で詳しく学びます。

本書の構成と活用法

本書は本試験で確実に合格できるだけの得点力を養うことに重点を置き、試験対策において必要とされる知識を整理、体系化して理解することができるよう構成しています。本書の効果的な活用法については、以下の流れを参考にしてください。

▶ 本書の構成

1 労働契約の締結

1 労働基準法違反の契約 (法13条)

★★★

労働基準法で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、労働基準法で定める基準による。(H19-高01 H29-高01 H27-3安1 問題1)

1 趣旨

法第13条は、最低労働条件の確保を目的とする労働条件規定としての本法の性質上、本法を履行法規とし、労働契約中本法の基準に達しない労働条件を定める部分を無効とし(執行の効力)、さらに無効となった部分を本法所定の基準で置き換えること(直接的効力)を定めたものである。

2. 「労働条件」とは「必釋」

法第13条にいう「労働条件」とは、賃金、労働時間はもちろんのこと、解雇、災害補償、安全衛生、労働争議等に関する条件すべてを含む労働者の職場における一切の待遇をいう。

3. その部分については無効とする「必釋」

労働基準法に違反する労働契約中法定基準に達しない労働条件を定めている部分のみを無効としたものである。したがって、その無効とされる部分が労働契約の主たる内容であり、その部分が無効とされることによって労働契約を存続させる意義がなくなるような場合であっても、民法の一般原則と異なり、法定基準に達しない部分のみを無効とし、残りの部分はこれを有効とする趣旨である。(H29-2安1)

1 判例

(採用内定と労働契約の成立)

社員募集に応募した学生に対し採用内定通知した場合、その者の就職の提出と相まって、誓約書記載の採用内定取消事由に基づく解約権を留保し(労働契約が成立し労働基準法が適用される)、採用内定の取消しは、無効となる(最高裁判所平成19年10月17日判決(労働13条))

(採用内定の取消し)

5. この基準を理由として労働条件が低下させてはならない「必釋」
労働基準法に規定があることが、その労働条件低下の決定的理由となっている場合をいう。

例えば、労働基準法では、労働時間の上限(最低基準)を、原則として、8時間と定めているが、これを法的な理由として、元々7時間とされていたA社の所定労働時間を8時間に変更することなどが該当する。なお、労働基準法第1条第2項(前記B)については、労働条件の低下が労働基準法の基準を理由としているが否かに重点を置いて判断すべきであらう。労働条件の変動等に決定的な理由がある場合には本案に抵触せず(ただし、(発見1, 必釋)) (H19-2高13条17号、H19-高13条15号)

Point

別項1条違反については、罰則の定めはない。

2 適用事業

★★★

労働基準法は、原則として、労働者を使用するすべての事業に適用される。(問題1)

1. 法別表第1に規定する事業

以前は労働基準法が適用されて、民法の適用を受ける事業の範囲が規定されていたが、社会経済の変化の中で新に事業を適用事業として追加することとすると、一時的にも適用漏れが生ずるおそれがあった。別別に適用事業を区分して適用する規定が従来に比べて少なくなったこと等の理由により、平成10年改正において適用事業の範囲を別別に列記する方式が廃止された。

ただし、平成10年改正後においても、法第33条(改正後の場合の時間外労働等)、第50条(労働時間及び休日の取扱い)、第41条(労働時間等)に規定する特定の適用除外、第50条(改正前)及び第61条(年少者の深夜作業)の各条項については、一定の業種について、一般の適用とは異なる取扱いがなされているため、改正前の法第33条の業種の区分の一部を、法別表第1(次表)として規定し直した。(H19-2高13条45号)

1号	製造業
2号	鉱業
3号	建設業

① まず条文を読む

まず囲み部分を確認しましょう。重要度は★の数で表してあります。

赤シートで消える文字は過去の本試験で論点となったキーワードや、これから出題が予想される語句です。それ以外の重要な語句は黒太字にしています。

② 詳細を確認する

知識を拡げ、理解を掘り下げていきます。条文に関連する補足解説や、語句説明、仕組みの解説などを詳しくまとめています。アイコン表示や図を多用することで、読み進めやすくする工夫もしています。

見出しの位置付けは以下の通りです。

- ・ Point
- 本試験頻出事項等の試験対策の重要論点
- ・ 判例
- 関連する最高裁判例等
- ・ 参考
- 参考的な内容となる通達等

巻末に掲載している資料編に記載のある内容のリンクです。

例題がある内容のリンクです。該当箇所を読んだあとに確認するようにしましょう。

H14-2C

例題3

労働基準法第15条では、使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないが、そのうち一定の事項については書面の交付により明示しなければならないとされているが、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用に関する事項もこの書面の交付により明示しなければならない事項に含まれている。

解答 ×

法15条1項、5条。健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用に関する事項は、労働基準法第15条に規定する明示事項に含まれていない。なお、職業安定法第5条の3「労働条件の明示」に規定する明示事項には、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用に関する事項が含まれている。

Advice

設問のように、他の法律の規定を引用して読みの文章を出題するケースもある。労基法第15条の明示事項の全てを確認してだけでなく、他の法律との違いを把握しておくこと、正しい判断ができる。

明示の方法 必経

絶対的明示事項のうち、③の「**昇給に関する事項**」以外の事項については、**書面の交付**による明示が必要である。 H21-2B (H15条2項、3項)



必経

締結事項	届出	有効期間の定め
①任意貯蓄 ¹⁾	○	×
②賃金の一部控除	×	×
③1箇月単位の変形労働時間制 ²⁾	○	○
④フレックスタイム制	×	×
⑤1年単位の変形労働時間制 ²⁾	○	○
⑥1週間単位の非定型的変形労働時間制 ²⁾	○	×
⑦休憩の一斉付与の例外	×	×
⑧時間外及び休日の労働 ³⁾	○	○
⑨代替休暇	×	○
⑩事業場外労働のみなし労働時間制 ²⁾	○	○
⑪専門業務規裁量労働制 ²⁾	○	○
⑫時間単位年休	×	×
⑬年次有給休暇の計画的付与	×	×
⑭年次有給休暇中の賃金	×	×

○→必要 ×→不要

就業規
第45号)
後初めて
の時間に
労働者の
数が表示
開始させ
第168号)

③例題を解く

例題は過去の本試験問題から出題パターンを知るのに最適な問題をピックアップしています。インプット段階から問題を解くことを常に意識することで、本試験の出題パターンを把握することができ、確かな得点力を養うことができます。

・下線

問題の論点には下線を引いてあります。下線の引かれている箇所に注意しながらテキストを読み込むことで、日頃から問題文を「正しく」読む習慣をつけることができます。

・Advice

講師の視点で解答テクニック等を記載しました。得点力アップにつながるコメントですので、目を通しておきましょう。

本文とは別に、類似事項を対比してまとめた表なども充実させてありますので、知識の整理に活用してください。

巻頭には、平成29年度の社労士本試験に関係するおもな法改正内容をコンパクトにまとめてあります。

法改正ポイント
講義

ここでは、平成29年度の社労士本試験に関連するおもな法改正内容を紹介していきます。詳細は、テキスト本文でじっくり学習しましょう。

■ 短時間労働者への社会保険の適用拡大

【平成28年10月1日～平成29年4月1日施行】

【特定適用事業所】に勤務する【特定4分の3未満短時間労働者】が、社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用対象となりました。これにより、短時間で働くパートタイマーへの適用範囲が広がり、社会保険のメリットを受けられる人が増えました。

【特定適用事業所】とは

適用対象となる被保険者（4分の3未満短時間労働者を除く）数が、1年間のうち6か月以上、500人を超える（501人以上）と見込まれる事業所

【特定4分の3未満短時間労働者】とは

- 勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で以下の1～4すべてに該当する人
1. 週の所定労働時間が20時間以上であること
2. 定期期間が1年以上見込まれること
3. 賃金の月額が8.8万円以上であること
4. 学生ではないこと



【各種アイコン】



必修

本試験合格のために必ず押さえておきたい内容です。



改正

直近の改正点です。



H27-2D

過去10年分の本試験出題実績を明記しています。

本書は、平成29年2月24日現在において、公布され、かつ、平成29年本試験実施要項が発表されるまでに施行されることが確定されているものに基づいて執筆しております。

なお、平成29年2月24日以降に法改正のあるもの、また法改正はなされているが施行規則等で未だ細目について定められていないものについては、下記ホームページにて順次公開いたします。

TAC出版書籍販売サイト「サイバーストア」

<https://bookstore.tac-school.co.jp>

資料編

テキスト本文の記載内容に関連する関係資料を集めました。本試験で出題された箇所も含まれていますが、念のため詳細な解説を含めたため、まずテキスト本文の内容のブツブツを覆覧しましょう。その後さらに知識を深めたい場合に、本資料をご利用ください。

発展1 法定増資率の引上げ関係 【第1条 第1項】

労働基準法の一部を改正する法律（平成20年法律第4号）以下この法律において「改正法」という。）並びに改正法に基づき省令及び告示による法定増資率の引上げを理由として基本給等を引き下げたことは、労働基準法第1条第2項の趣旨に抵触し、認められないものである。この場合、使用者が一方的に就業条件を変更しても、労働者の不利な労働条件を変更することができる（労働契約法第9条本文）ことに留意すること。（平成21.5.26.厚労省6629002号）

発展2 報告の手続 【第1条 第2項 第2号】

同一企業が複数の事業場を有する場合であって、同一の労働基準監督署管内に二以上の事業場があるときは、各事業場に係る労働基準法に基づく報告又は届出については、当該事業場の組織上、事業

発展3 国及び公共団体についての適用 【第1条 第1項】

1. 国有林野事業組織
国有林野を有する公益的職能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行により、国有林野事業特別会計が廃止され、国有林野事業は一般会計において実施する事業となった。

国有林野事業が国の高宮事業でなくなることから、国有林野事業員については、一般の国家公務員とし、労働基準法及び労働安全衛生法が適用されなくなった（平成25年4月1日施行）。

2. 地方公営企業の現業職員に対する適用

地方公務員のうち、地方公営企業法の適用を受ける現業職員（地方公共団体が経営する水道、電気、ガス、自動車運送、鉄道等の企業に勤務する職員）については、法第14条第2項、第3項（労働契約満了の通知等についての基準）、法第75条～第88条（災害補償）に関する規

【巻末資料編について】

試験に合格するためには、細かい論点の学習も大切ですが、まず基本事項を確実に押さえ、それを使いこなせるようになることが最も重要となります。

本書では、日々の学習から基本事項を主軸においた、メリハリある学習ができるように、発展的な内容は巻末の資料編に「発展」や「書式」として掲載しました。掲載内容は、過去の本試験での出題実績こそ少ないものの、出題可能性があるものです。よりハイレベルな実力をつけたいという方はぜひ活用してください。

▶効果的な活用法

本書の利用にあたっては、『過去10年本試験問題集（TAC出版刊）』との併用をおすすめします。常に本書の内容と本試験問題の内容を引き合わせながら使用すると、学習効果が倍増します。

- ・この問題文の論点は何か？
 - ・この問題文の正誤を判断するために必要な要素は何か？
 - ・この問題文の空欄には選択語群のうち、どうしてその語句等が適当とされるのか？
- を考えながら、本書を精読することで皆さんの受験勉強が「単に記憶する作業」から「問題文を比較考量して正解を選んでいく行動」へ変化していきます。

本書を最大限に活用して、「確実に合格ラインをこえる解答能力をつけて合格する」という能動的な学習スタイルを身につけてください。

▶テキストの活用例

ここで、TAC社労士講座の上級本科受講生のテキスト活用例を紹介します。先ほどの「効果的な活用法」でも述べた、過去問題集と併せて合格テキストを使用していくというスタイルの参考にしてください。

働者の請求により、これらの規定により使用者が支払わなければならない金額についての未払金のほか、これと同一額の付加金の支払を命ずる

この請求は、違反のあった時から2年以内にし

H20-7C H24-1E

「命はなければならない」X

として法第14条に定められているのは、次の4つの場合であ

わないとき

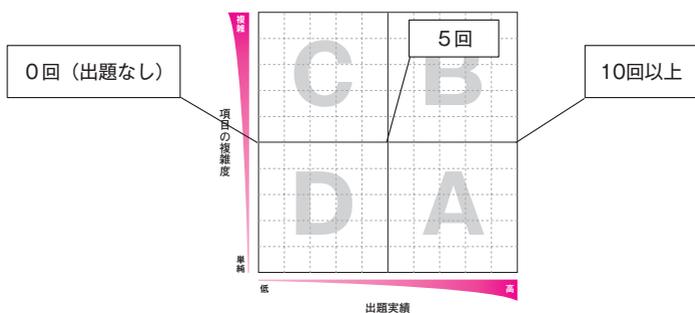
過去問の論点を一言で簡潔にメモ。テキストの記載内容を自分の知識として落とし込んでいくには、この方法がとても効果的です。この書き込みを見れば問題文がなんとなく思い浮かぶようになると、解答力が格段にアップします。

マトリクスの活用法

各章の冒頭に、項目ごとの本試験出題実績と、項目ごとの複雑度から、学習するうえでの優先順位を判断するツールとしてマトリクスを掲載しています。ご自身の苦手分野を客観的に分析するツールとして活用してください。

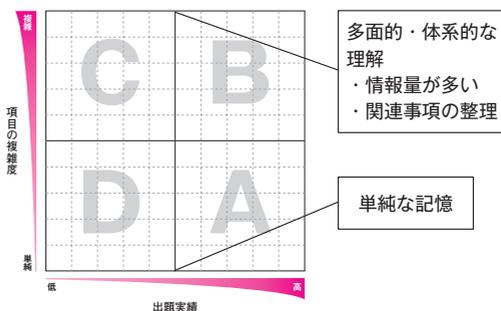
▶マトリクスの横軸

各項目の過去10年間の本試験における択一式（肢）・選択式（空欄）出題実績を示しています。



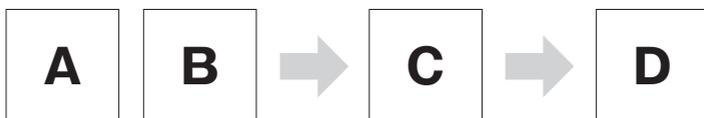
▶マトリクスの縦軸

項目をマスターするために必要な要素を示しています。



▶受験対策上の優先順位

AゾーンとBゾーンが最も優先順位が高くなっています。



▶マトリクスの各ゾーンの位置付け

Aゾーン) 本試験頻出ゾーン

合格するためには、必ず得点しなければならない領域です。次の本試験で合格を確実にしたい受験経験者であれば、当然にマスターする必要があります。

Aゾーンの項目を苦手としている場合、テキストの「ボックス」や **必修** で取り上げている内容を曖昧に記憶している可能性があります。まず、「きちんと基本事項を覚える」ことから対策を始めましょう。

C	B
D	A

Bゾーン) 本試験頻出ゾーン

マトリクスの縦軸の位置が上がるほど本試験の点数に差のつく領域です。

この領域から出題される内容の攻略が本試験の合否にもっとも影響するといえます。

Bゾーンの項目を苦手としている場合、テキスト記載事項を表面的に記憶している段階で学習が停滞している可能性があります。

C	B
D	A

学習するうえでキーワードとなる語句にはどのような「意味」「使い方」があるのか？といった点に着目し、『単なる記憶』から『ブレない知識』へと転換を図っていきましょう。

Cゾーン)

重要な内容（AゾーンやBゾーンと密接に関連しており記憶や体系の理解には不可欠な項目、改正直後または改正から2～3年しか経過していないために出題実績がまだ少ない項目）と、あまり重要ではない内容（複雑で労力がかかる割に他の項目とは関連のない内容）とが混在している領域です。Cゾーンの項目は過去10年の出題実績はあまり多くないので、**改正** が付いているかどうかといったように、その項目が相対的に重要な内容であるかどうかを判断したうえで対策を取っていきましょう。AゾーンやBゾーンの項目とバランスを取りながら学習を進めていくようにしてください。

C	B
D	A

Dゾーン)

Aゾーン、Bゾーン、Cゾーンの対策を講じたうえで余裕があれば確認をしておくべき領域といえます。受験対策から見て、決してメインの内容ではありません。

また、内容面から見ても、単に記憶しておけばすむ事柄も多いので、スキマ時間を活用して、目を通しておくのも、総合点数の上積みをするうえで対策の一つとなるでしょう。

C	B
D	A

本試験の傾向

● 厚生年金保険法 ●

過去10年間の出題項目は、次のようになっています。

▶ 過去の出題項目

項目	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
目的、権限の委任等	☆			☆		☆				
適用事業所	☆	☆	☆				☆	☆	☆	☆
当然被保険者等	☆	☆	☆		☆		☆		☆	☆
任意単独被保険者	☆		☆			☆			☆	
高齢任意加入被保険者等	☆	☆	☆	☆		☆	☆	☆	☆	☆
被保険者の種別										
資格の得喪の確認・期間計算等		☆	☆				★			☆
届出等	☆	☆	☆		☆		★☆		☆	
年金手帳等						☆			☆	
標準報酬の定義			☆	☆	☆					
標準報酬月額			☆		☆					
標準報酬月額の決定・改定	★		☆		☆	☆				
養育期間中の標準報酬月額の特例								☆*1	☆	
標準賞与額						☆				
国庫負担			☆						☆	
保険料	☆	☆	★☆	☆	☆	☆	☆			☆
保険給付の種類及び裁定	☆			☆						
本来の 老齢厚生年金	支給要件等及び失権		☆			☆				
	年金額	☆	☆	☆	☆	★	☆	☆	☆	☆
	高在老				☆	☆	☆	☆	☆	★☆
	支給の繰下げ・繰上げ	☆			★	☆		☆	☆	☆
特別支給の 老齢厚生年金	支給要件及び失権		☆				☆	☆		
	支給開始年齢	☆	☆			☆	☆		★	
	年金額		☆	☆	☆	☆			★	
	低在老		☆		★		☆	☆	☆	
	失業等給付との調整	☆	☆		★	☆	☆		☆	☆
繰上げ支給の 老齢基礎年金との調整										☆

項目		19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
障害厚生年金等	支給要件等		☆	☆	☆	☆		☆	☆		☆
	併合認定		☆	☆		☆				☆	
	年金額		☆	☆	☆	☆	☆	☆		☆	☆
	支給停止及び失権			☆						☆	☆
	障害手当金		☆			☆		☆		☆	☆
遺族厚生年金等	支給要件等			☆	☆	☆		☆		☆	☆
	年金額	☆		☆	☆				☆	☆	☆
	支給停止等	☆	☆		☆	☆	☆		☆	☆	☆
	失権	☆		☆	☆	☆	☆		☆	☆	
	脱退一時金及び脱退手当金等	☆	☆	☆			☆	☆	☆	☆	
2以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例											☆
厚生年金保険事業の財政											
年金額及び年金額の改定											
支給期間等											☆
内払処理・充当処理											
併給調整											☆
給付制限等											☆
合意分割の請求等											
合意分割の効果											☆
3号分割の請求											
積立金											☆
厚生年金保険事業の運営改善に関する規定											★
不服申立て											☆
時効等											☆
雑則・罰則											☆
存続厚生年金基金											
存続連合会											
存続厚生年金基金に適用する改正前厚年法 ^{※2}											☆

★選択式 ☆択一式

- ※1 健康保険法からの出題
 ※2 巻末資料編の発展20参照

目次

はじめに / iii
法改正ポイント講義 / iv
本書の構成と活用法 / vi
マトリクスの活用法 / ix
本試験の傾向 / xi

第1章 総則 / 1

1 目的、権限の委任等	2
1. 目的	2
2. 管掌	2
3. 実施機関	3
4. 権限の委任等	6
5. 定義	11
2 適用事業所	13
1. 強制適用事業所	13
2. 任意適用事業所	15
3. 一括適用事業所	18
4. 適用事業所に関する届出	18

第2章 被保険者等 / 23

1 当然被保険者等	24
1. 当然被保険者	24
2. 適用除外-1	25
3. 適用除外-2 短時間労働者に対する適用	27
4. 資格の得喪	34
5. 70歳以上の使用される者（70歳以上被用者）	37
2 任意単独被保険者	39
1. 要件等	39
2. 資格の取得・喪失	40
3 高齢任意加入被保険者等	41
1. 種類	41
2. 適用事業所以外の事業所に使用される 高齢任意加入被保険者	41
3. 適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者	43
4 資格の得喪の確認・期間計算等	49
1. 資格得喪の確認	49

2.	異なる被保険者の種別に係る資格の得喪	50
3.	期間計算	51
4.	種別変更	51
5.	坑内員又は船員であった期間の特例	52
6.	被保険者期間としない期間	53
5	届出等	54
1.	届出等の義務	54
2.	被保険者等に関する届出	55
3.	国会議員等となったときの支給停止の届出	60
4.	受給権者の届出	62
6	年金手帳等	67
1.	年金手帳	67
2.	記録	69
3.	訂正の請求等	70
4.	通知	73
5.	被保険者に対する情報の提供	74
6.	届出等の適用除外	75

第3章 標準報酬及び費用の負担 / 77

第1節 標準報酬 / 79

1	定義	80
1.	報酬及び賞与	80
2	標準報酬月額	82
1.	標準報酬月額等級表	82
2.	等級区分の改定	83
3	標準報酬月額の決定・改定	84
1.	定時決定等	84
2.	船員等の標準報酬月額の特例	88
4	養育期間中の標準報酬月額の特例	90
1.	要件	90
5	標準賞与額	96
1.	標準賞与額の決定	96

第2節 費用の負担 / 97

1	国庫負担	98
1.	基礎年金拠出金の負担	98
2.	事務費の国庫負担	98
3.	厚生労働大臣以外の実施機関に対する負担	98
2	保険料	99
1.	保険料	99
2.	保険料の納付・免除等	102
3.	交付金等	109

4. 滞納に対する措置等	111
--------------	-----

第4章 保険給付 / 117

第1節 保険給付の種類等 / 119

1 保険給付の種類及び裁定	120
1. 保険給付の種類	120
2. 裁定	120

第2節 本来の老齢厚生年金 / 123

1 支給要件等及び失権	124
1. 新法対象者及び旧法対象者	124
2. 老齢厚生年金の種類	125
3. 本来の老齢厚生年金の受給資格要件	126
4. 失権	126
2 年金額	127
1. 報酬比例部分の額	127
2. 経過的加算額	132
3. 退職時改定等	133
4. 加給年金額	135
3 65歳以後の在職老齢年金（高在老）	141
1. 要件	141
4 支給の繰下げ・繰上げ	146
1. 老齢厚生年金の支給の繰下げ	146
2. 老齢厚生年金の支給の繰上げ	151

第3節 特別支給の老齢厚生年金 / 157

1 支給要件及び失権	158
1. 特別支給の老齢厚生年金の受給資格要件	158
2. 失権	159
2 支給開始年齢	161
1. 原則の支給開始年齢	161
2. 支給開始年齢の特例	165
3 年金額	170
1. 定額部分の額	170
2. 報酬比例部分の額	171
3. 加給年金額	171
4 65歳未満の在職老齢年金（低在老）	173
1. 要件	173
5 失業等給付との調整	179
1. 基本手当との調整	179
2. 高年齢雇用継続給付との調整	183
3. 調整に係る手続	184

6	繰上げ支給の老齢基礎年金との調整	187
	1. 60歳から報酬比例部分と定額部分を合わせた特別支給の 老齢厚生年金が支給される者	187
	2. 61歳ないし64歳から定額部分が加算される者	188
	3. 60歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金が 支給される者	191
	4. 61歳ないし64歳から報酬比例部分のみの特別支給の 老齢厚生年金が支給される者	192
	5. 61歳ないし64歳から報酬比例部分と定額部分を合わせた 特別支給の老齢厚生年金が支給される者	194
第4節 障害厚生年金等 / 199		
1	支給要件等	200
	1. 新法対象者及び旧法対象者	200
	2. 一般的な障害厚生年金	201
	3. 事後重症による障害厚生年金	203
	4. 基準障害による障害厚生年金	205
	5. 経過措置による障害厚生年金	206
2	併合認定	208
	1. 併合認定	208
	2. 一方が支給停止の場合の併合認定	210
3	年金額	212
	1. 基本年金額	212
	2. 加給年金額	214
	3. 年金額の改定	217
4	支給停止及び失権	223
	1. 支給停止	223
	2. 失権	224
5	障害手当金	226
	1. 支給要件等	226
	2. 障害手当金の額	228
第5節 遺族厚生年金等 / 231		
1	支給要件等	232
	1. 新法対象者及び旧法対象者	232
	2. 死亡者の要件	232
	3. 遺族の範囲及び順位	234
2	年金額	238
	1. 基本年金額	238
	2. 加算額	243
3	支給停止等	247
	1. 遺族補償による支給停止	247
	2. 老齢厚生年金の受給権者に対する支給停止	247

3.	子に対する支給停止	248
4.	配偶者に対する支給停止	248
5.	夫、父母又は祖父母に対する支給停止	249
6.	所在不明による支給停止	249
4	失権	251
1.	共通の失権事由	251
2.	若年期の妻の失権事由	252
3.	子又は孫の失権事由	253
4.	父母、孫又は祖父母の失権事由	253
5	脱退一時金及び脱退手当金等	255
1.	脱退一時金	255
2.	脱退手当金	259
3.	特例老齢年金	261
4.	特例遺族年金	262

第5章 2以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例 / 263

1	2以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例	264
1.	2以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る 特別支給の老齢厚生年金の特例	264
2.	老齢厚生年金の受給権者及び年金額の特例	265
3.	老齢厚生年金に係る加給年金額の特例	266
4.	老齢厚生年金の支給の繰下げの特例	266
5.	障害厚生年金等の額の特例	267
6.	遺族厚生年金の額の特例	268

第6章 厚生年金保険事業の財政・年金額の改定 / 273

1	厚生年金保険事業の財政	274
1.	財政の現況及び見通しの作成	274
2.	調整期間	275
3.	給付水準の下限	277
2	年金額及び年金額の改定	279
1.	年金額の改定	279
2.	加給年金額等及び改定率	280

第7章 給付通則 / 285

1	支給期間等	286
1.	支給期間、支払期月	286
2.	死亡の推定	287
3.	未支給の保険給付	288
4.	保険給付額の端数処理	290
5.	受給権者の申出による支給停止	291

6. 受給権の保護	292
2 内払処理・充当処理	293
1. 内払処理	293
2. 充当処理	294
3 併給調整	296
1. 新法の年金給付間の調整	296
2. 新法と旧法との間の併給調整	299
4 給付制限等	302
1. 不正利得の徴収	302
2. 給付制限	302
3. 一時差止め	305
4. 損害賠償との調整	305

第8章 合意分割・3号分割 / 307

第1節 合意分割の特例（離婚等をした場合における特例） / 309

1 合意分割の請求等	310
1. 合意分割の請求	310
2. 按分割合の範囲の原則	314
3. 按分割合の範囲の特例	315
4. 当事者等への情報の提供等	315
5. 標準報酬の合意分割	317
2 合意分割の効果	320
1. 効力の発生時期	320
2. 離婚時みなし被保険者期間の取扱い	320
3. 老齢厚生年金の額の改定	322
4. 障害厚生年金の額の改定	322
5. 在職老齢年金における標準賞与額の取扱い	323

第2節 3号分割の特例（被扶養配偶者である期間についての特例） / 325

1 3号分割の請求	326
1. 要件等	326
2. 標準報酬の3号分割	330
3. 3号分割の効果	331

第9章 積立金・厚生年金保険事業の運営改善に関する規定 / 333

1 積立金	334
1. 運用の目的と方法	334
2. 運用職員の責務	336
2 厚生年金保険事業の運営改善に関する規定	337
1. 厚生年金保険事業の円滑な実施を図るための措置	337

第10章 不服申立て・時効・罰則等 / 339

1	不服申立て	340
	1. 審査請求及び再審査請求	340
	2. 訴訟との関係	342
2	時効等	344
	1. 時効	344
	2. 時効の特例	346
3	雑則・罰則	347
	1. 戸籍事項の無料証明	347
	2. 受給権者に関する調査	347
	3. 資料の提供	348
	4. 事業主の責務	349
	5. 罰則	350

第11章 存続厚生年金基金及び存続連合会 / 353

1	存続厚生年金基金	354
	1. 存続厚生年金基金	356
	2. 自主解散型基金	357
	3. 清算型基金	360
	4. 代行割れを未然に防ぐための措置	363
	5. 解散存続基金の残余財産の確定給付企業年金等への交付	366
2	存続連合会	368
	1. 企業年金連合会の存続	368
	2. 存続連合会の解散等	369

資料編 / 370

発展1	機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任 (第1章 1 4 1)	370
発展2	機構への事務の委託 (第1章 1 4 2)	372
発展3	悪質な滞納者 (第1章 1 4 4)	374
発展4	老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるもの (第2章 3 1)	374
発展5	被保険者資格の得喪に関する経過措置① (第2章 3 2 3)	375
発展6	被保険者資格の得喪に関する経過措置② (第2章 3 3 3)	375
発展7	被保険者資格の得喪に関する経過措置③ (第2章 3 3 3 )	376

発展8 坑内員又は船員であった期間の特例 (第2章 4 5)	376
発展9 基礎年金国庫負担割合の引上げについて (第3章第2節 1 1)	377
発展10 保険料率統一のスケジュール (第3章第2節 2 1 2 2)	378
発展11 従前額改定率 (第4章第2節 2 1 2)	378
発展12 再評価率表 (第4章第2節 2 1 3)	378
発展13 給付乗率 (第4章第2節 2 1 4)	379
発展14 昭和15年4月1日以前生まれの女子の特例 (第4章第3節 2 1 1)	380
発展15 障害等級3級 (第4章第4節 1 2 3. )	381
発展16 政令で定める程度の障害の状態 (第4章第4節 5 1 1)	381
発展17 旧適用法人共済組合の組合員期間を有する者の死亡 (第4章第5節 1 3 1 2. )	382
発展18 厚生年金特例法による保険給付等に関する特例等 (第7章 4 2 3 2)	382
発展19 改定割合 (第8章第1節 1 5 3)	383
発展20 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る 加算金の支給に関する法律 (第10章 2 2)	383
発展21 存続厚生年金基金に適用する改正前厚年法 (第11章 1)	384

- 索引 / 398
- 条文索引 / 403

厚生年金保険法

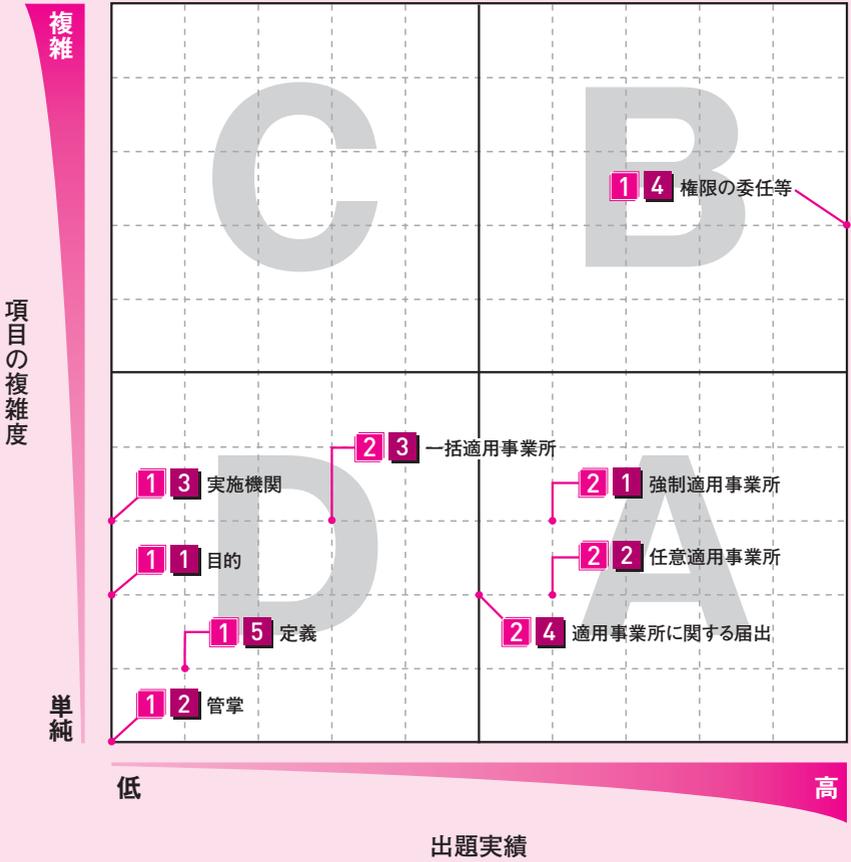
凡 例

法	→厚生年金保険法
法附則	→厚生年金保険法附則
(60) 法附則	→昭和60年改正国民年金法・厚生年金保険法附則
(6) 法附則	→平成6年改正国民年金法・厚生年金保険法附則
(12) 法附則	→平成12年改正国民年金法・厚生年金保険法附則
(16) 法附則	→平成16年改正国民年金法・厚生年金保険法附則

- (25) 法附則 →平成25年改正法附則
 令 →厚生年金保険法施行令
- (61) 措置令 →昭和61年国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
- (26) 経過措置令 →公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
- 則 →厚生年金保険法施行規則
- 国年法 →国民年金法
- 厚生年金特例法 →厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律
- 遅延加算法 →厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律
- 年金時効特例法 →厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律
- 改正前法 →平成25年改正法施行前厚生年金保険法
- 改正前法附則 →平成25年改正法施行前厚生年金保険法附則
- (13) 統合法 →厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律
- 旧法 →旧厚生年金保険法
- 社審法 →社会保険審査官及び社会保険審査会法
- 廃止前基金令 →公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令
- 廃止前基金令附則 →公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令附則
- 廃止前基金則 →公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令
- 旧施行令 →旧厚生年金保険法施行令
- 改定率改定政令 →国民年金法による改定率の改定等に関する政令
- 社庶 →(旧) 保険院社会保険局長名通達
- 社発 →(旧) 社会局長名通達
- 保発 →厚生労働省(旧厚生省) 保険局長名通達
- 職発 →厚生労働省職業安定局長名通達
- 保険発 →(旧) 厚生省医療局保険課長名通達
- 保文発 →民間に対して出す厚生省保険局長名通知
- 庁文発 →(旧) 社会保険庁運営部年金保険課長名通達
- 庁保発 →(旧) 社会保険庁医療部長又は保険部長名通達
 各都道府県民生主管部(局) 保険課(部) 長宛て内翰
- 庁保険発 →(旧) 社会保険庁運営部医療課長名通達
- 保保発 →厚生労働省保険局保険課長名通達
- 年発 →厚生労働省年金局長名通達
- 年管管発 →厚生労働省年金局事業管理課長名通達
- 厚労告 →厚生労働省告示

第1章

総則



1

目的、権限の委任等

1 目的 (法1条)

★★★

厚生年金保険法は、労働者の**老齢**、**障害**又は**死亡**について保険給付を行い、労働者及びその遺族の**生活の安定**と**福祉の向上**に寄与することを目的とする。

・沿革 ← 必修

厚生年金保険法は、工場の男子労働者を対象として昭和16（1941）年に制定、昭和17（1942）年から施行された労働者年金保険法を、昭和19（1944）年に女子及び一般職員をも対象として、厚生年金保険法に改称するかたちで制定された法律である。

Point

厚生年金保険法の保険給付は、業務上外を問わずに行われる。

2 管掌 (法2条)

★★★

厚生年金保険は、**政府**が、**管掌**する。

・保険者

厚生年金保険事業を運営する**保険者**は**政府**である。

3 実施機関（法2条の5）



I 厚生年金保険法における**実施機関**は、次の i から iv に掲げる事務の区分に応じ、当該 i から iv に定める者とする。

<p>i ii から iv までに規定する被保険者以外の厚生年金保険の被保険者（以下「第1号厚生年金被保険者」という。）の資格、第1号厚生年金被保険者に係る標準報酬（第28条に規定する標準報酬をいう。以下 I において同じ。）、事業所及び被保険者期間、第1号厚生年金被保険者であった期間（以下「第1号厚生年金被保険者期間」という。）に基づく厚生年金保険法による保険給付、当該保険給付の受給権者、第1号厚生年金被保険者に係る国民年金法第94条の2第1項の規定による基礎年金拠出金の負担、第1号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金並びに第1号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>ii 国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第2号厚生年金被保険者」という。）の資格、第2号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第2号厚生年金被保険者であった期間（以下「第2号厚生年金被保険者期間」という。）に基づく厚生年金保険法による保険給付、当該保険給付の受給権者、第2号厚生年金被保険者に係る国民年金法第94条の2第2項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第84条の5第1項の規定による拠出金の納付、第2号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金並びに第2号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務</p>	<p>国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会</p>

<p>iii 地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第3号厚生年金被保険者」という。）の資格、第3号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第3号厚生年金被保険者であった期間（以下「第3号厚生年金被保険者期間」という。）に基づく厚生年金保険法による保険給付、当該保険給付の受給権者、第3号厚生年金被保険者に係る国民年金法第94条の2第2項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第84条の5第1項の規定による拠出金の納付、第3号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金並びに第3号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務</p>	<p>地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会</p>
<p>iv 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保険者（以下「第4号厚生年金被保険者」という。）の資格、第4号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第4号厚生年金被保険者であった期間（以下「第4号厚生年金被保険者期間」という。）に基づく厚生年金保険法による保険給付、当該保険給付の受給権者、第4号厚生年金被保険者に係る国民年金法第94条の2第2項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第84条の5第1項の規定による拠出金の納付、第4号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金並びに第4号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務</p>	<p>日本私立学校振興・共済事業団</p>

II I ii 又は iii に掲げる事務のうち、第84条の3 [交付金]、第84条の5 [拠出金及び政府の負担]、第84条の6 [拠出金の額]、第84条の8 及び第84条の9 [報告等] の規定に係るものについては、国家公務員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が行い、その他の規定に係るものについては、政令で定めるところにより、I ii 又は iii に定

める者のうち政令で定めるものが行う。

1. 被用者年金制度一元化

被用者年金制度については、多様な生き方や働き方に公平な社会保障制度を目指す平成24年2月17日の閣議決定「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、公的年金制度の一元化を展望しつつ、今後の制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険制度に公務員及び私学教職員も加入することとし、厚生年金保険制度に統一することとされた（平成27年10月1日施行）。

2. 被保険者の種別及び実施機関

平成27年10月以降、厚生労働大臣（日本年金機構）、又は各共済組合等が実施機関となり、これまでの厚生年金保険又は共済年金の加入期間を含め、それぞれの加入期間ごとに、統一後の厚生年金保険の決定・支払を行う。

被保険者の種別		実施機関
第1号厚生年金被保険者	従来からの厚生年金保険の被保険者	厚生労働大臣 （日本年金機構）
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員	国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員	地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会
第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者	日本私立学校振興・共済事業団

3. 実施機関が担当する事務

実施機関は、被保険者の資格の得喪、標準報酬の決定（合意・3号分割による改定を含む）、保険給付の決定（裁定）・支払、被保険者期間の管理、保険料徴収、積立金の管理・運用等を行う。

【本書記載内容に関する注意点】

第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者及び第4号厚生年金被保険者に係る手続等に関する規定は、共済各法に定められているが、本書においてはこれを記載しないこととした。したがって、本書における届出の提出先や記載事項等の細則に関する記載は、特に断りが無い限り、第1号厚生年金被保険者に係る記載である。



（実施機関による届書等の受理、送付等）

一の実施機関は、他の実施機関が行うこととされている厚生年金保険法等の規定

による受給権者の届出等（一部のものを除く。）の受理及び当該届出等に係る事実についての審査に関する事務を行うものとする。（令4条の2の14.1項、則87条の3.1項他）
・一元化後の厚生年金保険法の規定による届出は、一部のものを除き、ワンストップサービスとして日本年金機構（年金事務所）又は各共済組合等の実施機関の窓口での受付が可能となった。

（実施機関相互間の連絡調整）

1. 実施機関は、被保険者等の利便の向上に資するため、政令で定めるところにより、他の実施機関の処理する事務の一部を行うものとする。
2. 1.の場合において、実施機関相互間の連絡及び調整に関し必要な事項は、主務省令で定める。（法100条の3の2）

（主務大臣等）

第4章の2〔積立金の運用〕における主務大臣は、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣とする。（法100条の3の3）

（主務省令）

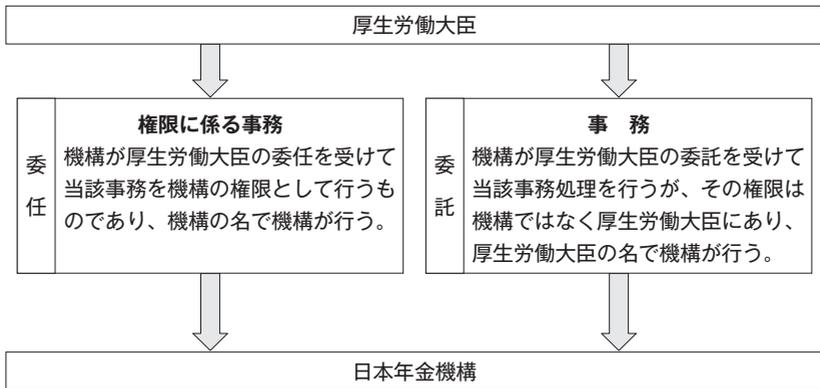
法第100条の3の3第2項〔主務省令等〕及び施行令第4条の2の14第1項〔実施機関が行う事務〕に規定する主務省令は、次の(1)から(4)に掲げる者の区分に応じ、当該(1)から(4)に定める命令とする。

第1号厚生年金被保険者	厚生労働省令
第2号厚生年金被保険者	財務省令
第3号厚生年金被保険者	内閣府令・総務省令・文部科学省令
第4号厚生年金被保険者	文部科学省令

（令4条の2の15）

4 権限の委任等

厚生労働大臣の権限に係る事務の一部は、**日本年金機構**（以下「**機構**」という）に行わせるものとされており、「**機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任**」と「**機構への事務の委託**」がある。



- ・日本年金機構は、社会保険庁の廃止に伴い、平成22年1月に新たに設立された公法人であり、厚生労働大臣の監督の下に、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業（「政府管掌年金事業」という）等の業務運営を担うこととされている。

1 機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任（法100条の4）

厚生労働大臣の権限に係る一定の事務は、機構に行わせるものとする。

【例】

例えば、次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務が機構に委任されている。

〈発展1.参照〉

- ・被保険者の資格の得喪の確認
- ・標準報酬月額の設定・改定
- ・育児休業等期間中及び産前産後休業期間中の保険料免除に係る申出の受理

2 機構への事務の委託（法100条の10,1項）

厚生労働大臣は、機構に、一定の事務を行わせるものとする。

【例】

例えば、次に掲げる事務が機構に委託されている。〈発展2.参照〉

- ・現物給与の価額の決定に係る事務（当該決定を除く）
- ・保険料の徴収に係る事務（一定の事務を除く）
- ・延滞金の徴収に係る事務（一定の事務を除く）

3 機構が行う滞納処分に係る認可等（法100条の6,1項、3項）



I 機構は、滞納処分等^{*}を行う場合には、あらかじめ、**厚生労働大臣**の認可を受けるとともに、**滞納処分等の実施に関する規程**（以下「**滞納処分等実施規程**」という。）に従い、徴収職員に行わせなければならない。 **H24-6C**

※ 国税徴収の例によるものとされる国税徴収法の規定による質問・検査・搜索及び国税滞納処分の例による処分をいう。以下同じ。

II 機構は、**滞納処分等**をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、**速やかに**、その結果を**厚生労働大臣**に報告しなければならない。 **H24-6E**

・報告

滞納処分等に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に委任されており、機構が滞納処分等をしたときは、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告することになっている。



（徴収職員の任命）

徴収職員は、滞納処分等に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する**機構の職員**のうちから、**厚生労働大臣の認可**を受けて、**機構の理事長**が任命する。 （法100条の6,2項）

（滞納処分等実施規程の認可等）

1. 機構は、滞納処分等を行う場合には、**滞納処分等実施規程**を定め、**厚生労働大臣の認可**を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 **H24-6A**
2. 滞納処分等実施規程には、差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。 **H24-6B** （法100条の7,1項、2項）

4 財務大臣への権限の委任（法100条の5,1項、2項、5項～7項）



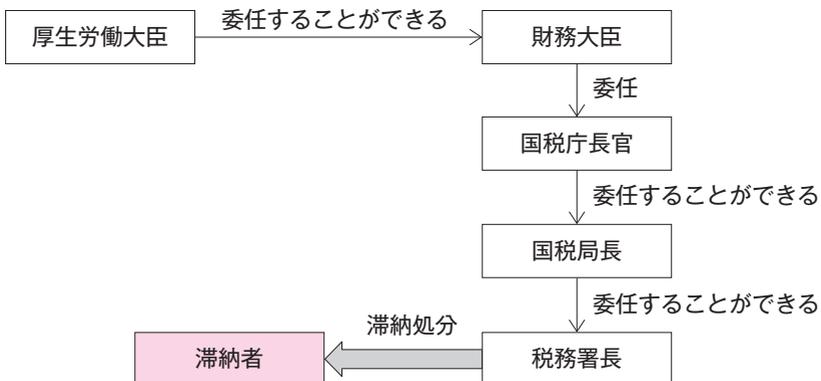
I **厚生労働大臣**は、滞納処分等その他の処分に係る**納付義務者**が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその**財産**について**隠ぺい**し

ているおそれがあることその他の事情があるため保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、**財務大臣**に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。**H24-6D**

- II **財務大臣**は、Iの委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行ったときは、滞納処分等その他の処分の執行の状況及びその結果を**厚生労働大臣**に報告するものとする。
- III **財務大臣**は、Iの規定により委任された権限及びIIの規定による報告の権限を**国税庁長官**に委任する。
- IV **国税庁長官**は、IIIの規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する**国税局長**に委任することができる。
- V **国税局長**は、IVの規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する**税務署長**に委任することができる。

・権限の委任の流れ

厚生労働大臣は、財産隠匿が疑われるような悪質な滞納者に対する滞納処分について必要があると認めるときは、機構からの申出に基づき、政令で定めるところにより、保険料の滞納処分の権限の全部又は一部を、財務大臣を通じて国税庁長官に委任することとされている。(発展3.参照)



5 地方厚生局長等への権限の委任（法100条の9）



- I 厚生年金保険法に規定する**厚生労働大臣**の権限〔第100条の5第1項及び第2項（**4**「**財務大臣への権限の委任**」I II）に規定する厚生労働大臣の権限を除く。〕は、厚生労働省令（第28条の4〔訂正請求に対する措置〕に規定する厚生労働大臣の権限にあっては、政令）で定めるところにより、**地方厚生局長**に委任することができる。
- II Iの規定により**地方厚生局長**に委任された権限は、厚生労働省令（第28条の4〔訂正請求に対する措置〕に規定する厚生労働大臣の権限にあっては、政令）で定めるところにより、**地方厚生支局長**に委任することができる。
- III Iの規定により第28条の4に規定する**厚生労働大臣**の権限が**地方厚生局長**に委任された場合（IIの規定により同条に規定する**厚生労働大臣**の権限が**地方厚生支局長**に委任された場合を含む。）には、同条第3項中「**社会保障審議会**」とあるのは、「**地方厚生局に置かれる政令で定める審議会**」とする。

1. 地方厚生局長等へ委任される権限

- (1) 上記Iの規定により、次の①から⑨に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。
- ① 国税徴収の例によるものとされる国税通則法第46条の規定による納付の猶予
(法89条)
 - ② 国税徴収の例によるものとされる国税通則法第49条の規定による納付の猶予の取消し
(同上)
 - ③ 官公署等に対する資料の提供の求め（訂正請求に係るものに限る）及び報告の求め（訂正請求に係るものに限る）
(法100条の2.2項、5項)
 - ④ 機構に行わせるものとされた権限に係る事務の全部又は一部を厚生労働大臣が自ら行うこととした場合における当該権限
(法100条の4.3項)
 - ⑤ 機構に行わせるものとされた権限に係る事務の全部又は一部を厚生労働大臣が自ら行い、又は行わないこととする場合におけるその旨の公示
(法100条の4.4項)
 - ⑥ 厚生労働大臣が自ら滞納処分等を行う場合における対象者への通知
(法100条の4.5項)
 - ⑦ 機構が滞納処分等を行う場合の認可及び徴収職員を任命する際の認可
(法100条の6.1項、2項)
 - ⑧ 機構が滞納処分等を行った場合の結果の報告の受理
(法100条の6.3項)
 - ⑨ 機構が立入検査等を行う場合の認可
(法100条の8.1項)

⑩ 機構に行わせるものとされた事務の全部又は一部を厚生労働大臣が自ら行うこととした場合における当該権限 (法100条の10,2項)

⑪ 保険料等の収納を行う機構の職員を任命する際の認可 (法100条の11,2項)

⑫ 機構による収納に係る事務の実施状況及びその結果の報告の受理 (法100条の11,4項)

- (2) 上記Ⅱの規定により、(1)①から⑫に掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。 (則108条)

2. 訂正請求に対する措置に係る厚生労働大臣の権限の委任

- (1) 法第28条の4〔訂正請求に対する措置〕に規定する厚生労働大臣の権限は、法第28条の2第1項(同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)(2)において同じ。)の規定による訂正の請求を受理した日本年金機構の事務所(年金事務所を含む。)(2)において同じ。)の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- (2) (1)の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第28条の2第1項の規定による訂正の請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行うことを妨げない。

(令4条の4の2)



参考

(機構が行う収納)

1. 厚生労働大臣は、会計法第7条第1項の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金、年金たる保険給付の過誤払による返還金その他の厚生労働省令で定めるもの(以下3.において「保険料等」という。)の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。 **H27-8D**
2. 1.の収納を行う機構の職員は、収納に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。
3. 機構は、1.の規定により保険料等の収納をしたときは、遅滞なく、これを日本銀行に送付しなければならない。 **H27-8D** (法100条の11,1項～3項)

5 定義(法3条1項1号、2号、2項)



I 厚生年金保険法において、「**保険料納付済期間**」とは、**国民年金法**第5条第1項に規定する保険料納付済期間をいう。

II 厚生年金保険法において、「**保険料免除期間**」とは、**国民年金法**第5条第2項に規定する保険料免除期間をいう。

Ⅲ 厚生年金保険法において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、**事実上婚姻関係と同様の事情**にある者を含むものとする。**H22-1D**

- ・事実婚関係の認定基準及び取扱いは、国民年金法と同様である（「合格テキスト8国民年金法」資料編参照）。

2017年度版

よくわかる社労士 合格テキスト9 厚生年金保険法

発行日 2017年3月20日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (社会保険労務士講座)

発行者 斎藤博明

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)
〒101-8383 東京都千代田区三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<http://www.tac-school.co.jp/>

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2017

管理コード 06879P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。